デジタル時代における 放送の将来像と制度の在り方 に関する取りまとめ(第2次)[案]

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

2023年(令和5年)8月31日

目次

はじめに	3
第1章 衛星放送及びケーブルテレビ	5
1. 衛星放送	5
(1)現状と課題	5
(2)今後の方向性	7
2. ケーブルテレビ	7
(1)現状と課題	7
(2)今後の方向性	11
第2章 放送用の周波数の有効利用	12
1. 放送大学の地上放送跡地の周波数帯	12
(1)現状と課題	12
(2)今後の方向性	14
2. 衛星放送の左旋帯域	14
(1)現状と課題	14
(2)今後の方向性	16
第3章 放送の真実性・信頼性の確保	17
1. 現状と課題	17
2. 今後の方向性	19
第4章 民間放送事業者の情報開示の在り方	21
1. 現状と課題	21
2. 今後の方向性	22
第5章 その他の事項	24
1.AM局のFM転換・FM補完中継局の整備	24
(1)現状と課題	24
(2)今後の方向性	26
2. クリエイターに適正な対価が還元される環境	26
(1)現状と課題	26
(2)今後の方向性	26
3. 放送のエコシステム	27
(1)現状と課題	27
(2)今後の方向性	28
なわりに	30

別添

- 別添1 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 2次 取りまとめ
- 別添2 公共放送ワーキンググループ 取りまとめ
- 別添3 放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 取りま とめ
- 別添4 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取り まとめ

参考資料

- 参考1 開催要綱
- 参考2 開催状況
- 参考3 規制改革実施計画
- 参考4 ヒアリング資料等

はじめに

2021年(令和3年)11月から開催している「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(以下「本検討会」という。)においては、ブロードバンドの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中で、放送の将来像や放送制度の在り方について、中長期的な視点から検討を行ってきた。

2022年(令和4年)8月に公表した「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」(以下「第1次取りまとめ」という。)においては、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送が、その社会的役割に対する視聴者の期待に今後も応えていくために、どのような取組を進めていくべきかという観点に基づき、検討結果を取りまとめた。具体的には、デジタル時代における放送の意義・役割、放送ネットワークインフラの将来像、放送コンテンツのインターネット配信の在り方及びデジタル時代における放送制度の在り方の4つの論点に分けて提言を行った。

その後、総務省においては、第1次取りまとめを踏まえて、マスメディア集中排除原則を緩和するための省令改正(認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上基幹放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例の創設)を行った。加えて、放送法・電波法の一部改正(複数の放送対象地域における放送番組の同一化、複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用、基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る規定の整備)を行ったところである。

他方、第1次取りまとめに至るまでに十分に検討することができず、更なる検討が必要となる課題も認められたことから、新たに、「衛星放送及びケーブルテレビ」、「放送用の周波数の有効利用」、「放送の真実性・信頼性の確保」、「民間放送事業者の情報開示の在り方」等について、2022年(令和4年)11月以降に本検討会(親会)を計9回開催して検討を重ねた。

具体的には、衛星放送については、取り巻く環境が急速に変化する中で、諸課題に対応し、衛星放送に割り当てられた周波数の有効利用を図っていく上で必要な取組は何かについて、議論を深めた。ケーブルテレビについては、今後、放送ネットワークの維持管理が課題になる中で、地域における放送の送受信環境維持の担い手としての重要性が増してきているケーブルテレビにどのような役割が求められるかについて検討を行った。

放送用の周波数の有効利用については、「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」 の検証に利用されてきた放送大学の地上放送跡地の周波数帯の今後の有効利用等に ついて、また、放送の真実性・信頼性の確保については、放送の真実性・信頼性を確保するための仕組みの時代に即したアップデートについて検討を行った。

民間放送事業者の情報開示の在り方については、放送事業者が社会的役割を継続的 に果たしていくため、コーポレートガバナンスの強化等にどのように取り組むべきか について検討を行った。

更に、AM局のFM転換・FM補完中継局の整備、クリエイターに適正な対価が還元される環境、放送のエコシステムについても重要な課題として検討を行った。

本取りまとめは、これらの課題について、今後の方向性を提言するものである。

更に、以上の本検討会(親会)における検討のほか、小規模中継局等のブロードバンド等(ケーブルテレビ、光ファイバ等)による代替可能性、NHKのインターネット配信の在り方等、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方及びNHKの「放送業界に係るプラットフォーム」としての役割については、それぞれ本検討会の下で開催する次のワーキンググループ等において専門的な検討を進め、その成果を別添1から別添4までのとおり取りまとめた。

- ①小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム(2022年(令和4年)2月から開催)
- ②公共放送ワーキンググループ(2022年(令和4年)9月から開催)
- ③放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ (2022年 (令和 4年) 12月から開催)
- ④放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース(2023年(令和5年)6月から開催)

デジタル時代において地域情報を確保することの重要性が増す中で、地域情報を発信する放送の社会的役割はより一層重要となる。本検討会としては、放送がその社会的役割を継続的に果たしていくことを切に期待しており、本取りまとめや各ワーキンググループ等の取りまとめがその一助となれば幸いである。

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会座長 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 三友仁志

第1章 衛星放送及びケーブルテレビ

第1次取りまとめは、主に地上テレビジョン放送に係る課題を中心に提言を行うものであったが、放送がその社会的役割に対する視聴者の期待に応えていく上で、衛星放送やケーブルテレビも重要な役割を担っている。

本章では、衛星放送を取り巻く環境が急速に変化する中で、諸課題に対応し、衛星 放送用の周波数の有効利用を図っていく上で必要な取組は何か、また、今後、放送ネットワークの維持管理が課題になる中で、地域における放送送受信環境の維持の担い 手としての重要性が増してきているケーブルテレビにどのような役割が求められて いくと考えられるかについて検討を行った。

1. 衛星放送

(1) 現状と課題

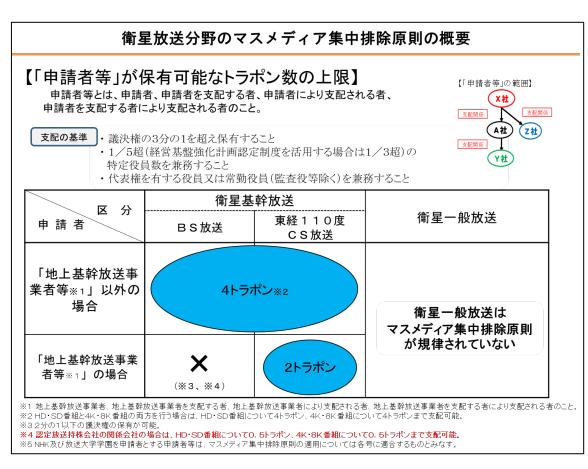
衛星放送は、一つの送信点(衛星)からの放送波によって全国をカバーし、経済的、効率的に全国に放送波を届けることが可能となる広域性や経済性を有しているほか、広帯域の伝送路を用いることで、数多くの高精細な番組を同時に送信することができる大容量性や高品質性を有し、他の伝送手段にはない強みを持つメディアとして、その特徴を活かし、超高精細度テレビジョン放送(4K・8K放送)や有料専門多チャンネル放送等が行われている。また、ソフト(放送の業務)とハード(衛星)が制度上分離されていることにより、衛星放送を行うソフト事業者にとっては、多額のコストがかかる衛星設備の維持・更新に係る経営リスクを分散することができ、放送業務に注力する効率的な事業運営が可能となっている。

他方、昨今の放送を取り巻く環境変化は衛星放送についても例外ではなく、特にインターネット動画配信等のサブスクリプションサービスの伸長といった変化の影響は、地上放送よりもむしろ、専門多チャンネルを提供する有料の衛星放送の方が強く受けており、有料の衛星放送の加入者数は漸減傾向にある。また、衛星放送のソフト事業者では、2022年(令和4年)に新たに3事業者(BSよしもと株式会社、株式会社ジャパネットブロードキャスティング、BS松竹東急株式会社)が開局した一方、同年10月末にBSスカパー!が放送を終了している。更に、NHKが使用する衛星波のうち右旋波(BS1、BSプレミアム、BS4K)についても見直しが行われており、2023年(令和5年)12月に「NHK BS」と「NHK BSプレミアム4K」に再編され、2024年(令和6年)3月末をもってBSプレミアムが停波される予定となっている。これらによって生じる未使用の帯域は、4K放送を行うソフト事業者に割り当てることが予定されている。なお、2023年(令和5年)6月末時点で衛星4K放送を視聴可能な機器の累計出荷台数は1,600万台を超えたが、衛星4K放送の普及に向けては、一層の受信環境整備や魅力あるコンテンツの充実が課題となっている。

また、衛星放送のマスメディア集中排除原則について、認定放送持株会社の関係

会社が使用することができるトランスポンダ数の上限は、現在、放送の多元性・多様性を確保する観点から、0.5トランスポンダとなっている。この点、第1次取りまとめにおいては、「現時点においてはBS放送に割り当てられる総トランスポンダ数に変更がないことに鑑みると、現状維持とすべきである」としていたところであるが、衛星放送についても、経営の選択肢を増やす観点から、マスメディア集中排除原則の緩和が要望されている」ほか、BSスカパー!やBSプレミアムの放送終了や効率的な圧縮方式の選択的な導入による周波数利用の中長期的な効率化などの衛星放送を取り巻く環境の変化が生じている状況にある。

このほか、衛星放送のハード事業については、現状、株式会社放送衛星システム (B-SAT)、スカパーJSAT株式会社の2者が行っているところであるが、衛星放送のネットワークインフラの維持・管理に係るコストの上昇は、ソフト事業者 がハード事業者に対して支払う中継器(トランスポンダ)の使用料金の上昇にもつながり、ソフト事業者の経営を圧迫することとなるため、衛星放送においても、放送ネットワークインフラの維持・管理に係るコストの効率化が課題となっている。 衛星放送は、プラットフォームの淘汰が進んできた歴史があり、今後更なる人口減少が見込まれる中で、過度な競争や市場の縮小を招かないように、競争と協調のバランスを適切に取る必要があり、そのことを踏まえた冷静な検討が必要となる。



図表 1-1 衛星放送分野のマスメディア集中排除原則の概要

_

[↑] 詳細は、本検討会第4回会合 資料4−3(株式会社フジ・メディア・ホールディングス提出資料)を参照。

第1次取りまとめの公表後においても衛星放送を取り巻く環境が変化する中で、衛星放送における課題を解決し、持続可能な衛星放送の将来像を描くことは喫緊の課題である。そこで、本検討会の下に新たにワーキンググループを設置し、インフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方や衛星放送における4K放送への取組等、短期・中期にわたる諸課題への対応に関して、具体的・専門的な議論・検討を行う場を設けることとする。

認定放送持株会社の関係会社である衛星基幹放送事業者に係るマスメディア集中排除原則については、認定放送持株会社制度の利用による衛星放送事業者の財政基盤の強化及び経営の安定化は、視聴者に対する安定的・継続的なサービス提供の確保の観点から重要と考えられ、放送の多様性の維持という点を含めて当面問題となる事項がないと考えられるのであれば、多元性について柔軟に考え、衛星放送のシステムの安定運用の観点や放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から緩和することが適当である。具体的には、認定放送持株会社の関係会社が使用することができるトランスポンダ数の上限を、現状の0.5トランスポンダから、認定放送持株会社制度を利用していない衛星基幹放送事業者と同等の4トランスポンダとすることが適当である。

2. ケーブルテレビ

(1) 現状と課題

ケーブルテレビは、地上放送の再放送のほか、多チャンネル放送(衛星放送の再放送等)、自主放送(地域情報・災害情報等)、ブロードバンド等のサービスを提供しており、2021年度(令和3年度)末における加入世帯数は約3,139万世帯(全世帯数の約52.5%)、2022年度(令和4年度)末におけるホームパス(未加入者でも申し込めば直ちに加入することができる世帯数)は約5,280万世帯(全世帯数の約88.4%)²に上る。自主放送では、地域の生活、文化・スポーツ、行政・防災等に関する情報を発信し、地域のにぎわい創出、安心・安全確保に貢献している。また、放送法(昭和25年法律第132号)第140条第1項により、総務大臣の指定を受けたケーブルテレビ事業者(指定再放送事業者)は、受信障害地域における地上放送の再放送の実施が義務付けられており、地上放送の提供を補完している。

現在、地上デジタル放送への移行から約10年が経過し、地上放送の小規模中継局等の更新が地上基幹放送事業者や地方公共団体等にとって大きな負担となりつつある。また、地上放送の受信障害地域に整備されている辺地共聴施設は、その多くが住民組合により運営されており、設備の老朽化、人口減少に伴う組合員数の減少等により維持管理・更新が困難になりつつある。更に、地方公共団体が整備した公設ケーブルテレビ施設についても、設備更新やサービス提供の継続性、専門的な技術的知見を有する人材の確保・育成が課題となりつつある。

² 詳細は、本検討会第 17 回会合 資料 17-2(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料)を参照。

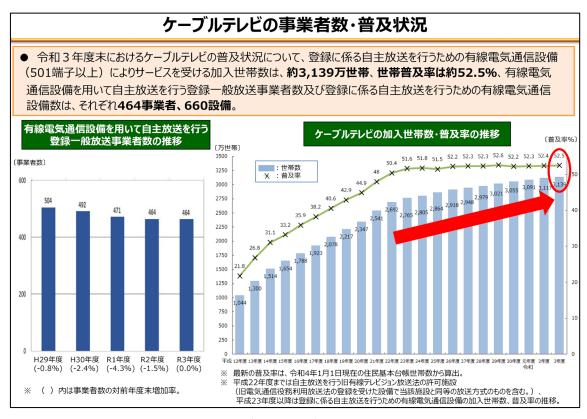
地上放送の受信を辺地共聴施設に頼る地域では、アンテナ設置や屋内配線など、放送受信環境の整備は個々の受信者が個別に負担することが原則とされているものの、放送波を直接受信することができる地域に比べて、施設更新に伴う費用負担が重く、施設の自主的な更新が困難であるとして、国に対して支援を求める声が寄せられている。特に、辺地共聴施設については、今後、年数の経過とともに、施設の維持管理・更新の課題を抱える共聴組合が増えていくことが想定されるところ、そのような辺地共聴施設における課題に先取りして対処し、継続して放送の受信環境を確保可能とするための支援が必要となっている。

このように、放送が全国津々浦々で「あまねく受信」できるようにするために必要な放送ネットワークインフラの維持管理・更新にかかるコスト負担は今後一層課題となることが予想される中で、放送が災害情報等の国民の生命・財産の確保に必要な情報や民主主義の基盤となる情報を提供するといった重要な役割を果たしていることを踏まえて、放送を受信可能な環境を維持していくことが重要である。

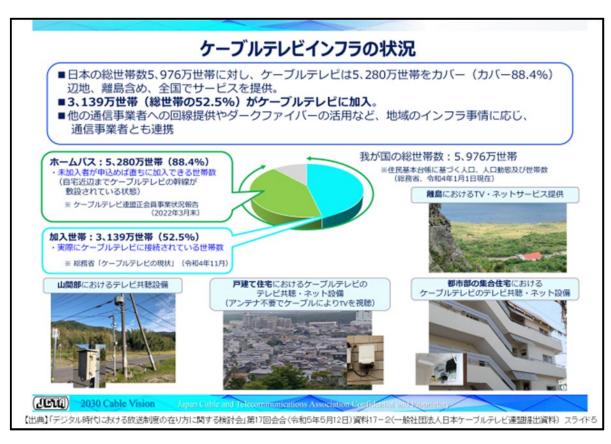
こうした中で、地域における放送の送受信環境の維持の担い手としてのケーブルテレビは、小規模中継局等や辺地共聴施設の代替(巻取り) 先や公設ケーブルテレビ施設の移行先となり得ることも含め、その重要性が増している。

現時点でもケーブルテレビによる小規模中継局等や辺地共聴施設の代替(巻取り)を進めることはできるが、ケーブルテレビ事業者が代替等の検討を進めるに当たっての、ニーズの所在や対象地域の規模や世帯数に応じて見込まれる整備等費用など、円滑な実施を確保する上での取組課題が残されているほか、地上基幹放送の「あまねく受信」や災害放送といった放送法による規律や責務についての取扱いについての整理が必要となる場合があり得る。

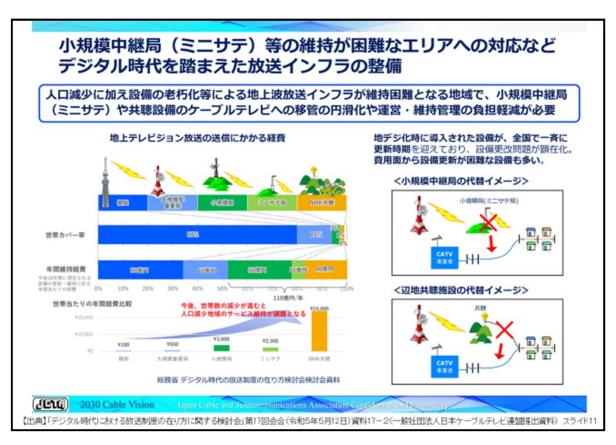
これらのほか、放送を受信可能な環境の維持に関しては、高築年数の集合住宅において、建築当初の旧式の放送受信設備が使用されているものも多く、住宅内の設備の改修も困難であることから、放送受信設備の現行化も課題となっている。



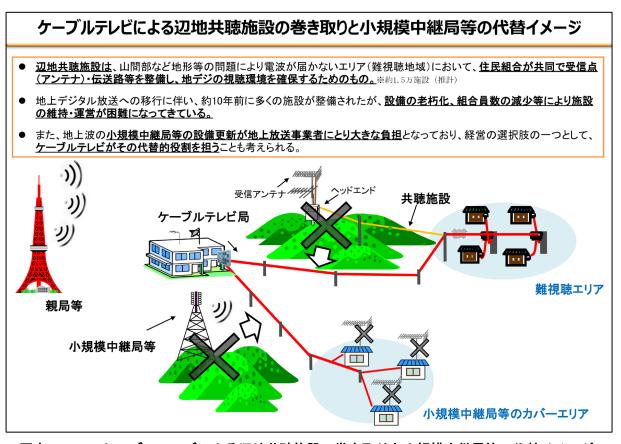
図表 1 - 2 ケーブルテレビの事業者数・普及状況



図表1-3 ケーブルテレビインフラの状況



図表 1-4 小規模中継局等の維持が困難なエリアへの対応等



図表 1-5 ケーブルテレビによる辺地共聴施設の巻き取りと小規模中継局等の代替イメージ

ケーブルテレビは、その高い普及率を活かして、小規模中継局等や辺地共聴施設の代替(巻取り) 先や公設ケーブルテレビ施設の移行先として、地域における放送の送受信環境の担い手としての役割が期待される。

他方、その役割が十分に機能するためには、代替や移行に係るニーズの所在や 見込まれる整備等費用、また、地上基幹放送の責務(「あまねく受信」)との関係 など、運用上の課題、制度的な課題など整理すべき点があるものと考えられる。 特に、代替や移行を進めるに当たっての、プロセスや業務フローなどについて整 理し、円滑な代替や移行が進むような指針(ガイドライン)の策定に取り組む必 要がある。そこで、これらの課題についてより具体的に継続して検討を進めるこ ととする。なお、制度的な課題を検討する場合には、地域における放送の送受信 環境の維持の担い手としての重要性もさることながら、ケーブルテレビ事業者ご とに異なる規模・業態等にも留意する必要がある。

このほか、施設の更新に課題を抱える辺地共聴施設、公設ケーブルテレビ施設について、採算性や費用負担の問題から支援がなければケーブルテレビエリア化や更新が進まない辺地共聴施設、公設ケーブルテレビ施設の民設移行が進まない地域も存在するところ、総務省においては、施設を運営する共聴組合や地方自治体等の要望も踏まえながら、災害時における住民への安定的な情報提供を確保する観点から、辺地共聴施設の更新における財政的支援について検討するとともに、維持管理・更新について相談する窓口を設置するなど住民が放送を継続して受信することができるように支援を進めるべきである。更に、公設ケーブルテレビ施設の円滑な民設移行が進むよう支援の在り方を検討すべきである。

また、高築年数の集合住宅における放送受信環境の維持に関しては、伝送路の ラストワンマイルにおいてローカル 5 Gを活用することで、住宅内の設備の工事 を不要とすることができ、効率的に放送を受信する環境を確保することが可能で あるところ、ローカル 5 Gを活用した放送についても、総務省において技術的な 検証や研究開発を行い、実用化に向けた検討を進めるべきである。

第2章 放送用の周波数の有効利用

放送が今後もその社会的役割に対する視聴者の期待に応えていく上では、放送用の 周波数の有効活用を図ることも重要となる。

本章では、「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」の検証に利用されてきた放送大学の地上放送跡地の周波数帯³や未使用の帯域が多く存在している衛星放送の左旋帯域の今後の有効活用について検討を行った。

1. 放送大学の地上放送跡地の周波数帯

(1) 現状と課題

総務省では、4 K・8 K衛星放送で実現している超高精細度テレビジョン放送を地上デジタルテレビジョン放送でも実現可能とするため、2019年(令和元年)6 月に情報通信審議会に「放送システムに関する技術的条件」を諮問し、情報通信技術分科会放送システム委員会における検討を経て、2023年(令和5年)7 月に「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」として映像符号化方式や伝送路符号化方式などの技術的条件についての答申を受けたところである。

この地上デジタル放送の高度化方式は、①地上デジタルテレビジョン放送方式、超高精細度テレビジョン放送に係る衛星デジタル放送方式及び超高精細度テレビジョン放送システム等の高画質化に係る技術的条件を踏まえており、②将来の技術動向等を考慮し、実現可能な技術を採用するとともに、拡張性を有し、③超高精細度テレビジョン放送の高画質サービス、多機能及び多様で柔軟なサービスを実現でき、④他のデジタル放送メディアとの整合性を確保するとともに、通信との連携による新たなサービスにも対応できるものとなっている。

この地上デジタル放送方式の高度化の検討に当たっては、2018年(平成30年)9月に終了した放送大学の地上デジタルテレビジョン放送跡地等の周波数帯を利用して 実証を実施しており、今後、実証終了後の跡地の周波数帯の有効活用が課題となる。

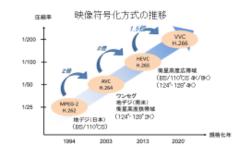
³ 放送大学が 2018 年(平成 30 年) 9月末まで関東地方の一部地域を対象に地上テレビ放送を実施していた周波数帯であり、「放送用周波数の活用方策に関する取りまとめ(放送大学の地上放送跡地及び V-Low 帯域)」(2022年(令和 4 年) 3月放送用周波数の活用方策に関する検討分科会(分科会長:伊東 晋 東京理科大学 名誉教授))において「今後も、放送技術の高度化の実験・実証での利用を優先することを原則」とすることとされていたもの。地上デジタル放送方式の高度化に係る実証は 2024年(令和 6 年)中に終了予定。

放送システム委員会報告概要 ~高度地上デジタルテレビジョン放送方式の特徴~

新たな放送方式においては、高圧縮な映像符号化方式や高効率な伝送路符号化方式を用いることにより、現在の地上デジタル放送と同等の約6MHz幅で4K放送を放送可能。

映像符号化方式

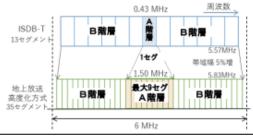
2020年に規格化された映像符号化方式であるVVCを用いること で圧縮効率を向上(現在の地デジで用いられているMPEG-2は、 1994年に規格化)



伝送路符号化方式

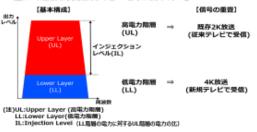
① 地上放送高度化方式

変調方式の改善や、ガードバンドの削減により利用可能な帯域幅を増加させる等により、伝送容量を約1.7倍に向上。



② 階層分割多重(LDM)方式

同一チャンネルにレベル差のある地デジと高度化放送の信号を 重ねて送信し、受信側で各々を取り出す方式。



図表2-1 情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会報告概要

放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討(令和元年度~4年度)

概要

● 放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大など、放送の未来像を見据えた放送用周波数の更なる有効活用に向けた技術方策と、技術的条件の在り方について検討を実施し、地上放送用周波数のひつ迫状況を解消するとともに、新たな放送サービスの導入実現を図るもの。

【実施内容】

- ① 効率的な周波数利用の実現
 - ア 地上テレビジョン放送用周波数の利用状況の調査
 - イ 放送用周波数の技術動向の調査
 - ウ 放送用周波数の技術基準の在り方の調査
 - エ 新たな放送サービス実現のための周波数資源の 獲得方策調査
 - オ 実フィールドでの検証(※)

② 新たな放送サービスの実現

- ア 地上4Kなどの超高精細度テレビジョン放送サービスの 技術動向の調査
- イ 超高精細度テレビジョン放送の実現に向けた技術方策の調査
- ウ 通信・放送融合サービスの実現に向けた技術方策の調査
- エ 新たな放送サービスの導入に伴う現行放送への影響調査
- オ 新たな放送サービスの実現に必要な技術基準の在り方調査
- カ 実フィールドでの検証 (※)

(※) 放送大学の地上放送跡地等を利用して検証を実施

「放送用周波数の活用方策に関する取りまとめ(放送大学の地上放送跡地及びV-Low帯域)」(2022年3月放送用周波数の活用方策に関する検討分科会(分科会長:伊東 晋 東京理科大学 名誉教授))において、放送大学の地上放送跡地については、「今後も、放送技術の高度化の実験・実証での利用を優先することを原則」とすることとされた。

図表2-2 放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討概要

地上デジタル放送方式の高度化に係る実証で利用した放送大学の地上放送跡地の 周波数帯については、周波数の有効利用の観点から、総務省において利用ニーズの調 査を経て利用者の選定を適切に進めるなど、早急に活用に向けた手続を進めることが 適当である。

また、この周波数帯を利用した実証の成果である「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」は、インターネットとの連携が容易にできる技術が含まれており、映像と音声以外も高度化が図られたものとなっている。総務省においては、高度化方式の放送ネットワークの構築に関する技術検証に取り組んでおり、その具体的な実装方式等について、放送事業者の経営の選択肢となるように取り組むべきである。

2. 衛星放送の左旋帯域

(1) 現状と課題

現在、衛星放送の左旋帯域は、BS放送4番組、東経110度CS放送8番組の計12番組の4K・8K放送に活用されている。左旋帯域は、4K・8K放送の開始に伴い新たに開放され、2018年(平成30年)から本放送が開始されている帯域である。

左旋帯域の番組を視聴するためには、受信アンテナの交換や宅内・棟内の伝送設備の改修が必要となる場合が多く、当該帯域における放送を普及する上で受信環境の整備が課題となっている。左旋帯域において放送事業者が新たに4K・8K放送を展開するのも厳しい状況が続いており、実際に2019年(平成31年)にBS右旋帯域の新規参入等の公募に併せてBS左旋帯域及び東経110度CS左旋帯域における公募を行った際には、BS左旋帯域及び東経110度CS左旋帯域への参入希望者はいなかった。

こうした背景もあり、左旋帯域においては、未使用の帯域が多く存在しており、十分に活用されているとは言えない状況である。また、左旋帯域は $4 \, {
m K} \cdot 8 \, {
m K}$ 放送で使用することが基本とされているところ、他の新たなサービスで活用する可能性も含めて検討する必要があるといった指摘もあり 4 、これら未使用の帯域の有効活用が課題となっている。

_

⁴ 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ(主査:伊東 晋 東京理科大学名誉教授)報告書(2021年 (令和3年)10月29日)

	2ch (11.74666GHz)) 4ch (11.78502GHz) 6ch (11.82338GHz)				8ch (11.86174GHz)				
						9Cサテライト 放送	SCサテライト GVC 放送 サテライト			
未 使 用			未使用		未使用	ショゥブ チャンネル 4K	4K QVC	(*)		
						ショッピング (無料)	ショッピンタ (無料)			
ft.	(120)		(120)		(120)	(40)	(40)	(40		
	10ch (11.90010GHz)	12d	h (11.93846)	GHz)	14ch (11.97682GHz)	160	16ch (12.01518GHz)			
	未 使 用	WOWOW WOWOW 4K	(*)	(*)	B≭tt透過金 NHK BS8K		未使用			
t.	(120)	(40)	(40)	(40)	(120)		(120)			
	18ch (12.05354GHz)	20d	h (12.09190)	GHz)	22 ch (12.13026GiHz)					
	未使用	未 使 用			未使用					
t.	(120) (120)				(120)					

図表2-3 BS放送(左旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

I	ND25(12	2231GHz)	ND1 (12	271GHz)	ND3 (12.	311GHz)	ND5 (12.351GH₂)	ND7 (12:391GHz)	
未使用		未使用		未使	н	未使用	未使用		
out.									
rei i	h (1	20)	(120)		(120)		(120)	(120)	
ļ	ND9 (12.	ND9 (12.431GHz)		ND11 (12.471GHz)		511GHz)	ND15 (12.551GHz)	ND17 (12.591GHz)	
"	スカバー・エン	ターティッシナ	スカバー・エン	ターテイメント					
۰	J SPORTS 1 (4K)	J SPORTS 2 (4K)	J SPORTS 3 (4K)	J SPORTS 4 (4K)	未使	用	未使用	未使用	
1	スポーツ	スポーツ	スポーツ	スポーツ					
35#I	m (60)	(60)	(60)	(60)	(120)	(120)	(120)	
I	ND19 (12.631GHz)		ND21 (12.671GHz)		ND23(12,711GHz)				
٦	スカバー・エン	カーティッシト	7かパー: エンターティンクト		スカバー・ エンターティバル				
	スターテャンネル 4K	スカチャン1 4K	スカチャン2 4K	(*)	日本映画+毎代版 4K	(*)			
5×8	横屏	自己的基 [無非]	総合概定 [一部4世8]		BARK				
10:00	* (60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)			
	注:東経110度CS加	対送(左旋)のテレビ	動組は4K。				放送番組数(令和5年1 4K8番組	1月1日現在) 合計8番組	

図表2-4 東経110度CS放送(左旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

衛星放送の左旋帯域は4K・8K放送で使用することが基本とされているが、当該帯域を使用した放送が開始された2018年(平成30年)以降、未使用の帯域が存在し続けていることを踏まえ、周波数の有効活用の観点から、他のサービスでの活用も検討すべきである。

この点、衛星放送は、特に離島を多く抱える地域や中山間地域、受信障害地域といった地域における放送の受信環境の維持・確保の上で、有効な手段となり得るものであり、衛星放送のハード事業者からも、条件不利地域における地上波の代替としての衛星活用策が提案されている5。

そこで、総務省において、条件不利地域における地上波を代替する手段としての左 旋帯域の活用の可能性や有効性、経済合理性について検証するとともに、ブロードバ ンド代替やケーブルテレビによる巻取り等の代替手段も含めた横断的な検討を行う べきである。

-

 $^{^5}$ 詳細は、本検討会第 16 回会合 資料 $^16-3$ (株式会社放送衛星システム提出資料)及び資料 $^16-4$ (スカパー 1 S A T 株式会社提出資料)を参照。

第3章 放送の真実性・信頼性の確保

情報空間においてインフォメーション・ヘルスを確保していく観点から放送の役割に対する期待が増している中で、放送がその役割を果たしていくためには、放送の真実性・信頼性を確保し続けていくことが必要となる。

本章では、放送の真実性・信頼性を確保するための仕組みの時代に即したアップデートについて検討を行った。

1. 現状と課題

デジタル時代において、放送を取り巻く環境は、インターネット動画配信サービスの伸長等による若者を中心とした「テレビ離れ」など、大きく変化し、情報空間はインターネットを含めて放送以外にも広がっている。他方、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミー⁶が形成され、フィルターバブル⁷やエコーチェンバー⁸、フェイクニュースといった問題も顕在化している。その中で、第1次取りまとめで述べたように、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス(情報的健康)の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。

アテンションエコノミーにおける人々の関心・注目の獲得競争、「タイムパフォーマンス」という言葉に象徴されるような費やす時間に対する効果・満足度を重視する傾向は、フィルターバブルやエコーチェンバーといった、自分の興味・関心に基づく情報や自分の意見と似た意見に閉じ込もる、いわば「情報の偏食」とも言える状況を加速させている。しかしながら、摂取する情報に偏りが生ずることは、バランスの取れた自己決定の妨げとなり、民主主義にとってのリスクをも生じさせかねない。

このようなアテンションエコノミーによりもたらされるリスクやインターネット上における偽情報・誤情報⁹が課題となる中で、インフォメーション・ヘルスを確保していくためには、プラットフォームのコンテンツモデレーションや偽情報・誤情報対策を実施するだけではなく、信頼性の高い情報に触れる機会を増やすことが重要であ

_

⁶ 人々の関心や注目の度合いが経済的価値を持つという概念。

⁷ アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザにとっては望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル(泡)」の中に孤立するという情報環境。

⁸ ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザをフォローする結果、意見をSNSで発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたもの。

 $^{^9}$ 例えば、A I 戦略会議「A I に関する暫定的な論点整理」(2023 年(令和 5 年) 5 月 26 日)においては「生成 A I によって、本物と見分けがつかないような情報を誰でも作ることができるようになり、悪意をもった人が簡単に偽情報を作ることができるようになった。すなわち、A I は偽情報による工作を「民主化」したものと言える。そのため、A I が生成した偽情報・誤情報・偏向情報が、民主主義に不当に介入するなど、社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっている。」と指摘されている。

る。この点において放送の役割に対する期待は増しており、放送がその役割を果たしていくためには、放送の真実性・信頼性を確保し続けていくことが必要となる。

情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保していく観点から、放送に期待される役割が十分に果たされるようにするためには、放送コンテンツの制作・流通を促進すること(サステナビリティ)や放送コンテンツが人々の目に触れやすくすること(プロミネンス)、それらに値する「実体」を放送事業者の自主性・自律性を担保しながら備えていくことが必要となるとともに、放送コンテンツが第三者によって改ざんされ、拡散することを防ぐための対策も必要となる。

また、昨今では放送された情報がSNSやインターネット動画投稿サイトに無断で 転載され、インターネット上で拡散されることによって、真実でない事項を放送した ことによる権利侵害がより大きくなり、回復が困難になる傾向にある。

放送の真実性・信頼性の確保に関しては、放送法第9条が訂正放送・取消し放送(以下「訂正放送等」という。)の制度¹⁰を定めている。この制度は、放送の真実性を保障する手続を定めることにより、より一層、放送に対する信頼性を高めるとともに、併せて、司法手続によることなく、より簡易、迅速に被害者の権利を救済するためのものであり、真実でない事項の放送により権利の侵害を受けた本人等からの請求による訂正放送等の制度(同条第1項)¹¹と放送事業者が自ら真実でない事項を発見したときの訂正放送等の制度(同条第2項)がそれぞれ定められている。なお、表現の自由の確保の観点から、調査結果に基づく訂正放送等は、放送事業者が自律的に行うものとされている¹²。

他方、本検討会の構成員からは、直近でも視聴者の誤認を招く報道番組の放送例があったことなども踏まえて、放送法第9条第2項による訂正放送等の制度だけでなく、同条第1項による訂正放送等の制度も活用されるように、周知やアクセスしやすくするための取組が必要であり、放送事業者の自主性・自律性を原則とした上で、視聴者にとって、訂正放送制度に対するアクセスをより容易にする観点から、訂正放送等の具体的内容やプロセスのグッドプラクティスを共有するなどの取組も重要ではないかといった指摘があった。

_

¹⁰ 訂正放送制度(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/hoso_seido/index.html)

¹¹ 真実でない放送によって、権利侵害(名誉毀損、信用失墜等の権利侵害)を受けた本人又は直接関係人(配偶者、直系親族、兄弟姉妹等)は、その放送を行った放送事業者に訂正又は取消しの放送を請求することができ (放送後3か月以内)、放送事業者は、調査の結果、その放送が真実でないことが判明した場合には、訂正又は 取消しの放送を行うこととされている。

¹² 最高裁平成 16 年 11 月 25 日第一小法廷判決参照

訂正放送・取消放送について

放送法では、放送の真実性の確保及び被害者の救済を図る観点から、訂正・取消放送制度が設けられるとともに、被害者による番組内容の確認、放送番組審議機関の資料として、放送番組の保存を義務づけている。

1 訂正・取消放送制度

概要

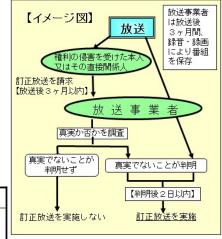
- ・<u>真実でない事項を放送したという理由によって、権利の侵害を受けた本</u>人又はその直接関係人は、放送の日から3ヶ月以内に、その放送を行った放送事業者に対して、<u>訂正又は取消の放送を請求</u>することができる。
- ・請求を受けた放送事業者は、<u>遅滞なく調査し、真実でないことが判明した場合、訂正又は取消の放送をしなければならない</u>

(放送法第9条第1項)

- ・放送事業者がその放送について<u>真実でない事項を発見したときも同様</u>とする。 (放送法第9条第2項)
- ・第9条第1項による訂正・取消放送の実施状況は、放送番組審議機関に 報告しなければならない。 (放送法第6条第5項)

実施状況 ※第9条第1項の規定に基づく訂正放送の実施状況。()内は、請求件数。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施	2	3	5	3	6	5	2	1	2	1
件数	(2)	(3)	(6)	(3)	(6)	(6)	(3)	(1)	(2)	(1)



2 放送番組の保存

審議機関又は訂正放送の関係者(被害者など)が視聴その他の方法により確認できるよう、原則として放送後3ヶ月間は放送番組を保存する義務(放送法第10条)

図表3-1 訂正放送等の概要

2. 今後の方向性

放送の真実性・信頼性の確保については、現在、各放送事業者が、その放送番組の制作・編集に当たり、自らの責任において実施しており、視聴者から問題を指摘された場合等は、自主的に、独立した第三者の立場から対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的として、BPO(放送倫理・番組向上機構)が活動しているところである。放送事業者においては、引き続き、自主的・自律的に、放送番組の信頼性向上を図っていくことが重要である。

他方、放送法においては、真実でない事項の放送により、権利の侵害を受けた本人等からの請求による訂正放送等の制度が設けられており、今般の議論の過程では、現状と課題に示したとおり、この訂正放送等の制度があまり活用されていないのではないか等様々な課題の指摘があったところである。当該制度の運用においては、視聴者保護の観点から、手続き等の透明化・具体化に向けた不断の取組が重要であることは言うまでもなく、総務省においては、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる。

また、インターネットを含めた放送コンテンツの流通の信頼性向上も重要である。 現在、インターネット上の発信元組織の基本情報やその信頼性に資する情報を流通させることを可能とする技術として、オリジネーター・プロファイル技術研究組合が「オリジネーター・プロファイル技術」の開発を進めており、これに新聞社等が業界横断的に参画している。このような技術は、放送コンテンツが第三者によって改ざんされ、 拡散することを防ぐ観点から、放送コンテンツの流通の信頼性向上にも役立つ可能性 があり、放送コンテンツの流通においても注目に値する動きであると考えられる13。 なお、以上に述べたような情報の「送り手」側の取組のみならず、情報の「受け手」 側のリテラシーを高めていくことも重要である点に留意する必要もある。

オリジネーター・プロファイル技術研究組合 概要

fg 信頼できる情報がインターネット上で流通される仕組みに寄与し、人々の耳目だけを集めることを狙った「アデンション・エコノミー」を抑制し、良質なジャーナリズムを支え、インターネット利用者のメディア・リテラシーを高めることを目指して、インターネット上のサイト、ページ、コンテンツ、広告などについて、発信元組織の基本情報やその信頼性に資する情報を開示する技術である「オリジネーター・プロファイル(Originator Profile=OP)」を実装するための研究・開発を行う。OPは、人々の耳目だけを集めることを狙った「アデンション・エコノミー」や、特定事業者の募占による競争阻害の抑制を視野に、健全なデジタル情報を問の実現を期待するステークホルダーの役割分担によって情報流通の信頼性を高める仕組みであり。また関連する研究開発は内閣官房デジタル市場競争本部や賛同する産学官が推進する「Trusted Web推進協議会」等が標榜するトラストの在り方とも大きく関連する取組である。こうした目的や背景を踏まえ、その実現のため、次に掲げる事業でありませんと実践に向ける実践のより、2000年を開発した事業でありませた。

- ① OPの実用化と実装に向けた研究・開発
 ③ OPを実装したコンテンツの共通流通方式の研究・開発とその実用化
 ⑤ OPの開発にまつわるすべての試験研究の成果のとりまとめとその管理
 ⑥ OPの国際標準化に向けた活動ならびにそれを実現するための交渉活動

- ⑦ 前各号の事業に附帯するすべての事業

所在地 東京都千代田区大手町1-7-1

設立 2022年12月

理事長 村井純

野日新聞社、WebDINO Japan、 ADKマーケティング・ソリューションズ、佐賀新聞社、産経新聞社、ジャパンタイムズ、スマートニュース、中日新聞社、電通、 日本電信電話 (NTT)、日本テレビ放送網、News Corp、博報堂DYメディアパートナーズ、ビデオリサーチ、フジテレビジョン、fluct、毎日新聞社、Momentum、 ヤフー、読売新聞社、ほか個人会員(50音順、2023年3月17日現在)

準会員

慶應義塾大学サイバー文明研究センター

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第18回会合(令和5年5月19日) 資料18-2(オリジネーター・プロファイル(OP)技術研究組合提出資料) スライド10

Originator Profile CIP

図表3-2 オリジネーター・プロファイル技術研究組合の概要

¹³ 放送事業者としては、日本テレビ放送網株式会社と株式会社フジテレビジョンが参画中 (2023年(令和5年)6月時点)

第4章 民間放送事業者の情報開示の在り方

放送事業者が地域情報をしつかりと発信し、民主主義の基盤としての役割や地域の 文化・産業の維持・発展に向けた役割を継続的に果たしていく上では、経営基盤を強 化し、地域における放送番組の質を高めていくことが必要となる。

本章では、規制改革実施計画において放送事業者のコーポレートガバナンスの強化 について検討することとされていることも踏まえて、情報開示、コーポレートガバナ ンスの強化等にどのように取り組むべきかについて検討を行った。

1. 現状と課題

放送は、第1次取りまとめで述べたように、国民の「知る自由」を保障し、健全な 民主主義の発達に貢献しながら、災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有 や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たして きた。その上で、放送事業者、とりわけローカル局には、地域情報をしっかりと発信 し、民主主義の基盤としての役割や地域の文化・産業の維持・発展に向けた役割を果 たすことが期待されている。

このような社会的役割を放送事業者が継続的に果たしていく上では、その経営基盤を強化し、地域における放送番組の質を高めていくことが必要となる。この点、規制改革実施計画(2023年(令和5年)6月16日閣議決定)においては「放送事業者が社会的な役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質を高められるよう、番組制作力の維持・向上のための人材戦略や経営戦略の策定の慫慂等も含めたコーポレートガバナンスの強化について検討する」こととされている。

コーポレートガバナンスとは、一般に「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域 社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕 組み」を意味している¹⁴。また、株式会社東京証券取引所が策定した上場企業を対象 とするコーポレートガバナンス・コード (2021年 (令和3年)6月11日)においては、 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、基本原則として、株 主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報 開示と透明性の確保、取締役会等の責務、株主との対話が位置付けられている。

地域における放送番組の質を高めていく上で重要な経営基盤に関し、地上基幹放送 事業者は、5年ごとの再免許申請において、地上基幹放送の業務を維持するに足りる 経理的基礎があること(無線設備の工事費の妥当性及び資金調達の確実性、事業計画 及び事業収支見積りの妥当性、免許期間5年間を通じての経理的基礎があるか)を含 む審査基準に適合しているかどうかについて総務省の審査を受けている。

更に、非上場会社を含む民間放送事業者は、自主的な取組として、一般社団法人日本民間放送連盟(民放連)が毎年編集・発行している「日本民間放送年鑑」において、

-

 $(https://www. jpx. co. jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.\,pdf)\\$

¹⁴ 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」(2021 年(令和 3 年) 6 月 11 日)

会社概要(資本構成、主要株主、主要取引銀行、関連事業、役員、番組審議会委員、役職員数、新規採用者数、組合、主要事績、主要制作番組、自己検証番組、貸借対照表、損益計算書等)を開示している。

また、民放連は、専門委員会、研究所及び編集広報部の具体的な取組を整理した上で、「民間放送の価値を最大限に高め、社会に伝える施策」(2022年(令和4年)9月15日)として公表するなど、経営基盤の強化に資する取組を継続している。

こうした中で、適切な情報開示は、株主その他のステークホルダーとの協働だけではなく、放送事業者が目指す姿とのギャップを自己認識する上でも有益であるという意見や、放送事業者は、地域情報をしっかりと発信し、民主主義の基盤としての役割や地域の文化・産業の維持・発展に向けた役割を果たしていくという観点から、一般的な上場会社と同じ物差しでは測れない価値を有しており、例えば、人材戦略・経営戦略を策定することを含めて、その価値を発揮するための取組を進めることが期待されるという意見もあった。



図表4-1 日本民間放送年鑑における会社概要の掲載例

2. 今後の方向性

民間放送事業者にあっては、非上場会社が少なくなく、一律に株式会社東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの対象となるわけではないが、その社会的役割に鑑み、各放送事業者・地域の事情を勘案しつつ、自主的に経営の透明性を高めていくことは重要である。その上で、各放送事業者が積極的に果たそうとしている社会的役割を明らかにするとともに、そのために必要な財源・体制を自主的に開示することなどを通じて、その存立の基盤である地域社会の理解を得つつ、経営基盤の強化を

図り、社会的な付託に応えていくことが期待される。

「日本民間放送年鑑」において、非上場会社である民間放送事業者が会社概要を自主的に開示していることは一定の評価をすべきである。ただし、この開示方法は、ローカル局を始めとした民間放送事業者が果たす社会的役割の持続可能性に関心のある一般の視聴者・住民等に必ずしも行き届いているものではなく、また、経営基盤強化の前提となる財務分析に必ずしも適した形式になっていないといった観点から、更なる工夫を期待したい。

放送事業者は、地域情報の発信主体としての持続可能性という観点から、発信する地域情報の向上に資する情報や、人的資本や地域社会への貢献といった放送事業者ならではの役割との関係で指標とすべき情報を検討し、活用していくことも考えられる。このような取組により、放送事業者の努力を地域社会に伝えることができ、社会的な評価に結び付くことも考えられる。なお、地域社会への貢献に関する放送事業者ならではの役割としては、災害情報や地域情報等の社会の基盤となる情報の共有だけでなく、地域の歴史・文化の証人として、コンテンツをアーカイブとして残し、次世代以降に伝えていくことも含まれ得る。また、放送による広告収入が減少している中で、インターネット配信による収入、地域のステークホルダーとの協働等による収入確保といった業務改革に取り組むことや以上に述べた取組についてのベストプラクティスを共有することも有益であると考えられる。

なお、放送事業者において地方公共団体から出資等を受ける場合があり、利益相反関係が課題になり得るのではないかとの意見もあった。他方、行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割が重要であることは、論を俟たず、地方公共団体に対する健全な批判を含めて公正中立な情報発信をしていくべきことは当然である。

民間放送事業者におけるコーポレートガバナンスの在り方については、上記の認識を踏まえるとともに、放送事業者の自主性・自律性に十分配慮した上で、放送事業者の使命・役割やその持続可能性を確保するために必要な取組内容を整理することが期待される。本検討会においても規制改革実施計画等を踏まえた検討を継続する。

第5章 その他の事項

(AM局のFM転換・FM補完中継局の整備、クリエイターに適正な対価が還元される環境、 放送のエコシステム)

1. AM局のFM転換・FM補完中継局の整備

(1)現状と課題

放送は、災害時における地域住民の生命・財産の安全確保に関わる情報の提供手段 として、極めて重要な役割を担っており、特にラジオ放送は、停電時においても情報 の入手が可能なメディアとして高い有用性が認識されている。

AMラジオ放送事業者における中継局の整備に当たっては、難聴対策、外国波混信対策、災害対策の観点から、FM方式による補完中継局(以下「FM補完中継局」という。)を整備することが可能となっている。ただし、NHKについては、そのAMラジオ放送の電力が民間放送事業者より大きく、また、FM放送を既に行っていることを踏まえ、親局のAMラジオ放送を補完するFM補完中継局(以下「主たるFM補完中継局」という。)の整備は認められておらず、主に中継局のAMラジオ放送を補完するFM補完中継局(以下「その他のFM補完中継局」という。)に限り整備することが可能となっている。

他方、民間AMラジオ放送事業者の経営状況は厳しく、黒字を確保することが困難な傾向にある。また、AM放送設備の老朽化が深刻になっている中で、設備更新のための費用負担も困難な状況にある。

総務省においては、民間AMラジオ放送事業者が、経営判断として親局のAM放送からFM放送への変更(以下「FM転換」という。)又はFM転換を伴わないAM放送を行う中継局の廃止(以下「AM局廃止」という。)を検討するに当たって、その社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とするため、本年11月に予定されている放送事業者の再免許時に特例措置を設けることとしており、本年3月にその特例措置の内容やその適用を受けるための要件、手続等を示した基本方針¹⁵を公表したところである。これを踏まえ、地上基幹放送局の再免許申請のあった者のうち、中波放送事業者及び中波・テレビジョン放送事業者の計13者からこの特例措置の適用希望申請があった。

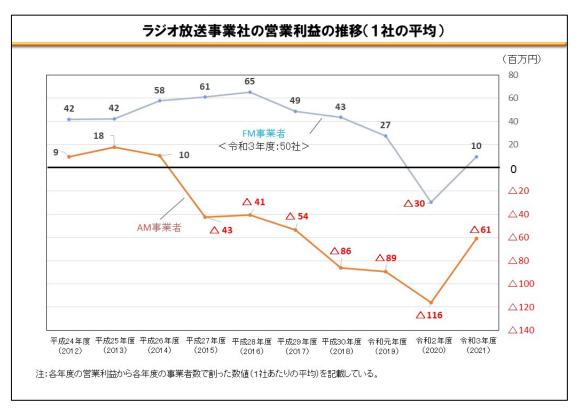
この特例措置によりAM局の運用休止を行うに当たっては、運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持されるようにするとともに、ラジオ放送を聴取することができなくなる地域において聴取するための代替手段を確保することが課題となる。また、FM補完中継局による放送を受信するためにはワイドFMを聴取することができる受信機が必要となる点も課題となる。

また、民間AMラジオ放送事業者だけでなく、NHKにおいても、例えば、AM親 局が津波の浸水想定地区になっている場合であって、その移転が現実的でない場合の

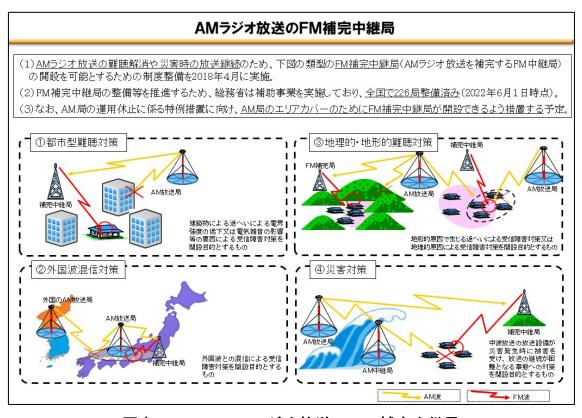
_

¹⁵ AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針

ように、主たるFM補完中継局の整備が必要となる場合があり得る。



図表5-1 ラジオ放送事業者の営業利益の推移(1社の平均)



図表5-2 AMラジオ放送のFM補完中継局

民間AMラジオ放送事業者の経営の選択肢を増やすとともに、屋内外の様々な場所で被災した場合に備えてAM波だけでなくFM波も含めて様々な伝送手段によりラジオ放送を聴取することができるようにする観点から、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備を速やかに進めることとする。その際には、2023年(令和5年)年11月に予定される放送事業者の再免許時の特例措置によるAM局の運用休止を通じて、その影響を受ける地域の住民・地方公共団体等の認知及び理解や特例措置を適用する放送事業者の経営基盤強化への影響及び効果を検証することとし、その結果を含む特例措置の実証状況を踏まえて、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備その他考慮すべき事項について検討を行うこととする。

民間AMラジオ放送事業者において、FM転換及びAM局廃止を検討するに当たっては、日頃からラジオ放送を聴取している聴取者だけでなく、災害時にラジオ放送を聴取しようとしている聴取者も存在すること、FM補完中継局による放送を受信するためにはワイドFMを聴取することができる受信機が必要となり、今後のV-Low帯域(95MHz~108MHz)の利用を見据えれば当該帯域を受信することができる受信機も必要となることが見込まれること、カーラジオが災害時を含めてラジオ放送を聴取するための重要な手段となっていること、「radiko」や「らじる★らじる」といったラジオ放送のインターネット配信の取組が進展していることなどにも留意した上で、FM転換及びAM局廃止の影響を受ける住民に対して聴取者層や聴取形態を踏まえた十分な周知広報を行うことが前提となる。

NHKによる主たるFM補完中継局の整備については、公共放送としての使命を前提として、災害時にもラジオ放送の継続を可能とする観点から必要となる場合があり得ることにも鑑み、例えば、津波対策のように整備の必要性が十分に認められ、かつ、他に適切な手段がないといった一定の条件下においては、これを認めることが適当である。具体的に割り当てる周波数帯については、民間放送事業者に対する割当ての状況を踏まえながら検討を行うこととする。

2. クリエイターに適正な対価が還元される環境

(1) 現状と課題

放送コンテンツは、インターネット配信に当たって音楽や実演に関する著作権処理が必要となるところ、我が国においては、著作権等管理事業者による集中管理の仕組みや、2022年(令和4年)1月に施行された改正著作権法等による集中管理されていないレコードや実演の権利処理円滑化措置を通じて、権利処理の円滑化とクリエイターへの対価還元が図られている。

また、コンテンツ制作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を持つためには、放送コンテンツ製作取引の適正化や、働き方改革等制作環境の改善等も重要である。

(2) 今後の方向性

今後、放送コンテンツのインターネット配信等のサービスが展開されていくことは、 クリエイターに対価を還元する機会が増え、我が国のコンテンツ制作能力を維持・強 化していくことにつながることから、ヒアリングを行った権利者団体からも、歓迎すべきことであると受け止められているが、その前提として、適正な権利処理が行われ、クリエイターに適正な対価が還元される環境を構築するとともに、優れた人材を継続的に確保していく必要がある。

このため、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の改訂や周知広報等の措置を通じて、放送コンテンツの製作に係る取引や働き方に係る環境の改善に引き続き取り組むべきである。

NHKにおいても、良質な放送コンテンツを制作するに当たり、多様なクリエイターや番組製作会社と積極的に連携を行い、下請け取引や権利取得の適正化等の環境構築に資するよう、率先した取り組みを行うことが重要である。

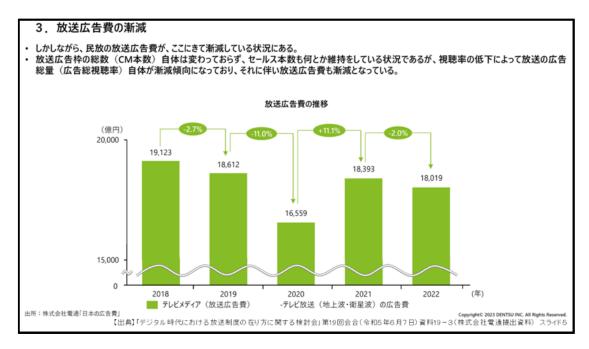
また、ローカル局含めて放送コンテンツの海外展開やインターネット配信等の展開により流通促進が図られることで、ひいてはクリエイターに対する適正な対価の還元が行われる環境が拡大していくことになることから、引き続きこのような展開や流通促進に関する継続的な後押しも重要である。

以上のような課題・取組を含め、デジタル時代における放送コンテンツの制作及び流通の促進に向けた具体的な方策について、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」において議論され、取りまとめられており、そこで示された内容を踏まえ、総務省、NHK、民間放送事業者など関係者が連携・協力して取り組んでいくことが重要である。

3. 放送のエコシステム

(1) 現状と課題

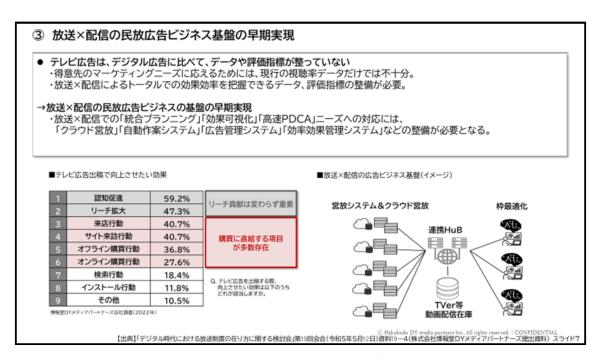
放送においては、多くの国民・視聴者に同時に同一の情報を提供することができる手段であり、また、民間放送事業者においては、信頼性の高いコンテンツが流通することが担保された環境であるという特徴を活かし、広告を通じて企業価値を高めたい企業からのニーズに応えるとともに、安心して視聴でき、信頼性の高い広告を求める視聴者からのニーズに応えることによって広告料収入を得て、それをもとに更なる番組の質の向上を図るという好循環のエコシステムが形成されているが、昨今、放送事業者の広告料収入が減少傾向にあるなど、そのエコシステムが揺らぎつつあり、そのことにより番組の質の向上を図ることが困難になりかねない状況にある。



図表5-3 放送広告費の漸減

信頼性の高いコンテンツが流通する環境があることは、広告を提供する企業にとっても、また、広告を視聴する視聴者にとっても重要であり、そのような環境を維持・強化していくためにも、放送のエコシステムをデジタル時代の変化を踏まえたアップデートしていくことが必要となる。その際には、民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある。

その中で、例えば、広告の効果等を検証し、広告主に対して説明責任を果たせるような環境を構築することや、放送コンテンツのインターネット配信を通じて、広告についても放送・通信双方でリーチを確保することなど、放送・通信双方からのアプローチが考えられる中で、今後、昨今の放送を取り巻く環境の変化を踏まえて、視聴者のプライバシー保護の観点に留意しつつ、視聴データの取扱いについても検討を行う必要があると考えられる。



図表5-4 放送×配信の広告ビジネス基盤

おわりに

我が国の放送は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民間放送事業者の二元体制の下、それぞれの特性を活かすことで、全体として視聴者への適切な情報発信が確保されてきた。

まさにこの「デジタル時代」において、様々な課題に向き合いながら、二元体制の 確保と情報空間における放送の発展という2つのテーマに応えることが本検討会の ミッションだと考えている。

本取りまとめに当たっては、本検討会(親会)では幅広い課題を取り扱い、ワーキンググループ等では特定の課題について更に掘り下げた検討を行うことができた。

今回も構成員だけでなく、多くの関係者に議論への参画をいただいた。特に、「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」では、本検討会として初めてローカル局からプレゼンテーションをいただいた。このような当事者の参画は本検討会としての現状と課題への理解を進めるものであり、あらためて感謝申し上げたい。

この1年の間にも放送を取り巻く環境は変化している。例えば、総務省情報通信政策研究所の調査によれば、2022年度(令和4年度)には休日における主なメディアの平均利用時間について初めてインターネットがテレビを上回った。今後も更に大きな変化が待ち受けているかもしれない。

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること(放送 法第1条第1号)が放送の規律の原則であることを大前提とし、視聴者・国民の利益 を念頭に置いた上で、第1次取りまとめや本取りまとめの提言を踏まえ、前述のよう な環境変化に放送事業者が柔軟に対応可能なものとなるように、必要な放送制度が時 宜を逸することなく整備されていくよう、引き続き注力したい。